

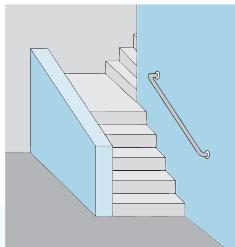
地域包括支援センターだより



介護保険の
サービス紹介

ご存知ですか？介護保険で住宅改修費が支給されます。

要介護・要支援認定を受けた方が、自宅に手すりを取り付けるなどの改修が必要になった場合、支給対象となる工事費用のうち20万円を上限にその9割が支給されます。ただし、**事前の申請が必要**です。まずは担当のケアマネジャーにご相談ください。



～手続きの流れ～

ケアマネジャーなどに相談



施工事業者の選択・見積もり依頼



佐賀中部広域連合へ事前に申請



工事の実施・完了



佐賀中部広域連合へ事後申請



住宅改修費の支給

対象となるのは…

- ①手すりの取り付け
- ②引き戸などへの扉の取り替えやドアノブの取り替え
- ③和式便器の洋式への交換
- ④段差の解消
- ⑤滑りにくい床材に変更 など



必要書類

- ・住宅改修費支給申請書
- ・工事費見積書
- ・住宅改修が必要な理由書
(ケアマネジャーなどに作成を依頼します)
- ・改修後の完成予定の状態がわかるもの
(写真や図)
- ・住宅の所有者の承諾書
(利用者と住宅の所有者が異なる場合)

※広域連合に登録している施工事業者に工事を依頼する場合、利用者が施工事業者に1割を支払い、残りの9割分を広域連合から施工事業者に直接支払う「受領委任払い」も利用できます。

問合せ

- 小城・三日月地区の方 おたっしゃ本舗小城北（ゆめりあ北側改善センター内）☎73・2172
- 牛津・芦刈地区の方 おたっしゃ本舗小城南（ひまわり内）☎66・6376
- 小城市福祉課 ☎73・8820